

知事専決処分について報告

令和7年度和歌山県一般会計補正予算のうち、下記のものについて予算措置の必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったので、やむを得ず地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年4月18日知事職務代理者において専決処分した。

よって、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和7年5月9日提出

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

記

1 歳入歳出予算

和歌山県知事選挙及び和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙執行に伴う歳入歳出予算の補正